

## 第5章

### 計画の推進に向けて



## 第5章 計画の推進に向けて

### 1. 協働による景観まちづくりの考え方

良好な景観づくりは、行政をはじめ、町民、事業者、観光客等の来訪者など、本町の景観づくりに関わる多様な主体が、適切な役割分担と連携のもとで取り組んでいくことが不可欠です。

そのなかでも、とりわけ地域に暮らし、地域景観と最も深い関係を持つ町民が果たすべき役割は大きく、町民自らが主体となって、取り組む景観まちづくりは、良好な景観形成の実現に欠くことができません。

そのため、一人一人が市川三郷町の財産である景観の価値や魅力を再認識し、町民、事業者、来訪者、行政などが本計画に掲げた景観形成の理念や目標を共有し、お互いの役割を認め合い、多様な主体相互のパートナーシップを重視した、協働による景観まちづくりを推進していきます。

#### ■各主体の役割

##### ■町民は…

町民は、景観形成の主役です。景観が町民共有の財産であることへの認識を深めるとともに、一人一人が自分たちの住む地域の風景をもう一度見直し、景観に配慮した住まいづくりや暮らし方など、自らできることに自発的に取り組み、町民主体による景観形成活動を積極的に促進します。

##### ■事業者は…

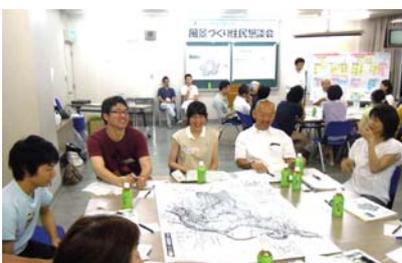
建設に係わる事業者をはじめとして、工業、商業、林業、観光等に係わる事業者などについても、経済活動を通じて直接的・間接的に景観形成に関与しています。事業者も景観形成の重要な担い手であることを認識し、その役割を理解してもらうとともに、本町が取り組む景観形成への積極的な協力・参画を促していきます。

##### ■来訪者は…

本町には、一般の観光客のほか、グリーンツーリズムや体験農業、トレッキングや伝統産業の体験など、多様な目的をもった人々が年間を通して訪れています。こうした来訪者についても、本町の景観形成に対する考え方や取り組みについての理解と協力、マナーの向上を促していきます。

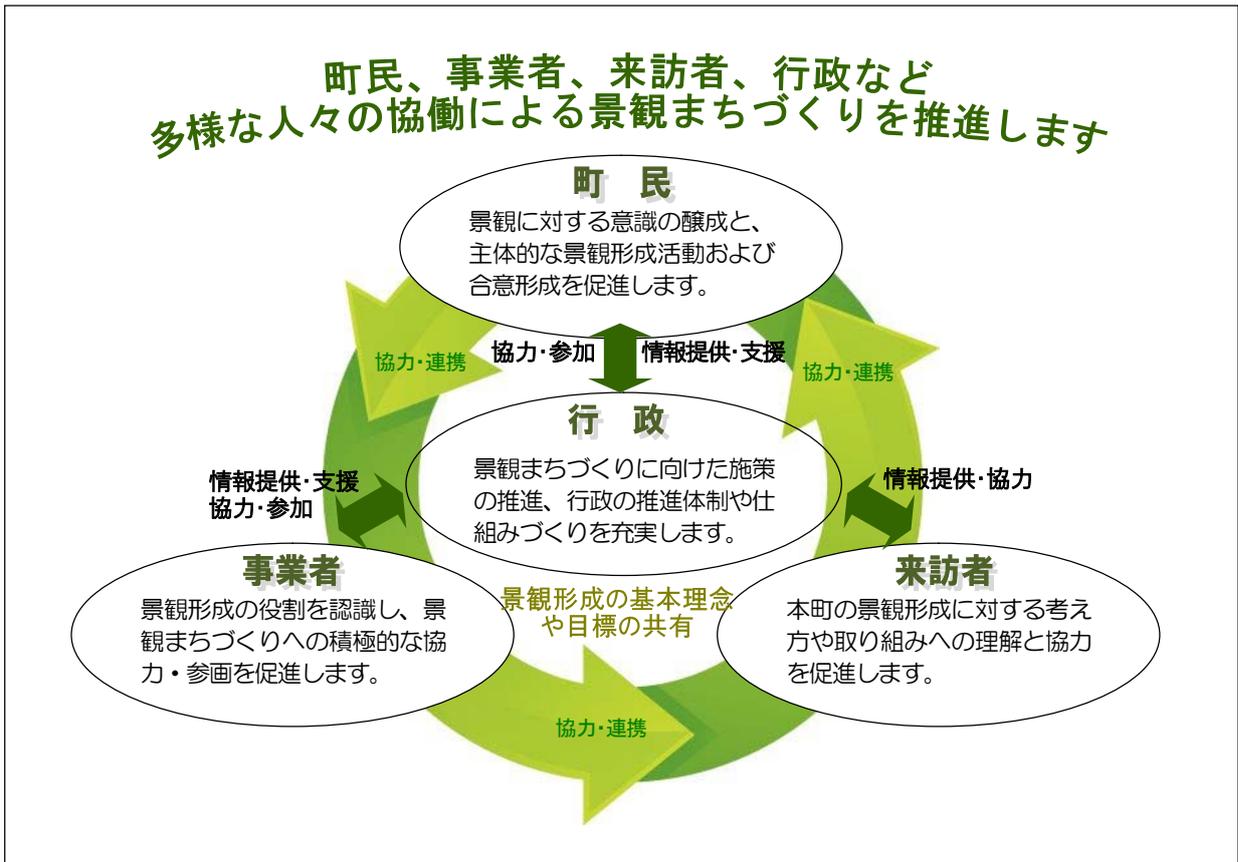
##### ■行政は…

「景観計画」に基づき、良好な景観形成に向けた施策を率先して推進します。また、協働による景観まちづくりを積極的に推進するため、町民意向を踏まえることに努めるとともに、景観に関する啓発活動や情報提供、町民の景観形成活動に対する支援、行政の推進体制等の充実を図ります。



・風景づくり住民懇談会ワークショップ

■協働による景観まちづくりの考え方



〈参考〉提案の実現に向けた協働体制による行動指針 —風景づくり住民懇談会の提案から—

**市川三郷町の風景づくりに向け次のような協働体制による行動指針を提案します！**

●一緒に進めること

- 今すぐできる取り組みを進める
- 人まかせではない、みんなで力をあわせる風景づくりを進める
- 人材発掘と育成、ネットワークづくり
- 多様な活動情報を集め、効果的な発信の機会と場を創る

●私たち町民が進めること

- 地域の潜在資源をみだし、風景づくりへの意識を高める
- 地域が主体となった、楽しんで継続していく活動を進める
- 子どもたちなどへ地域の風景を受け継ぐ学びと啓発活動を進める

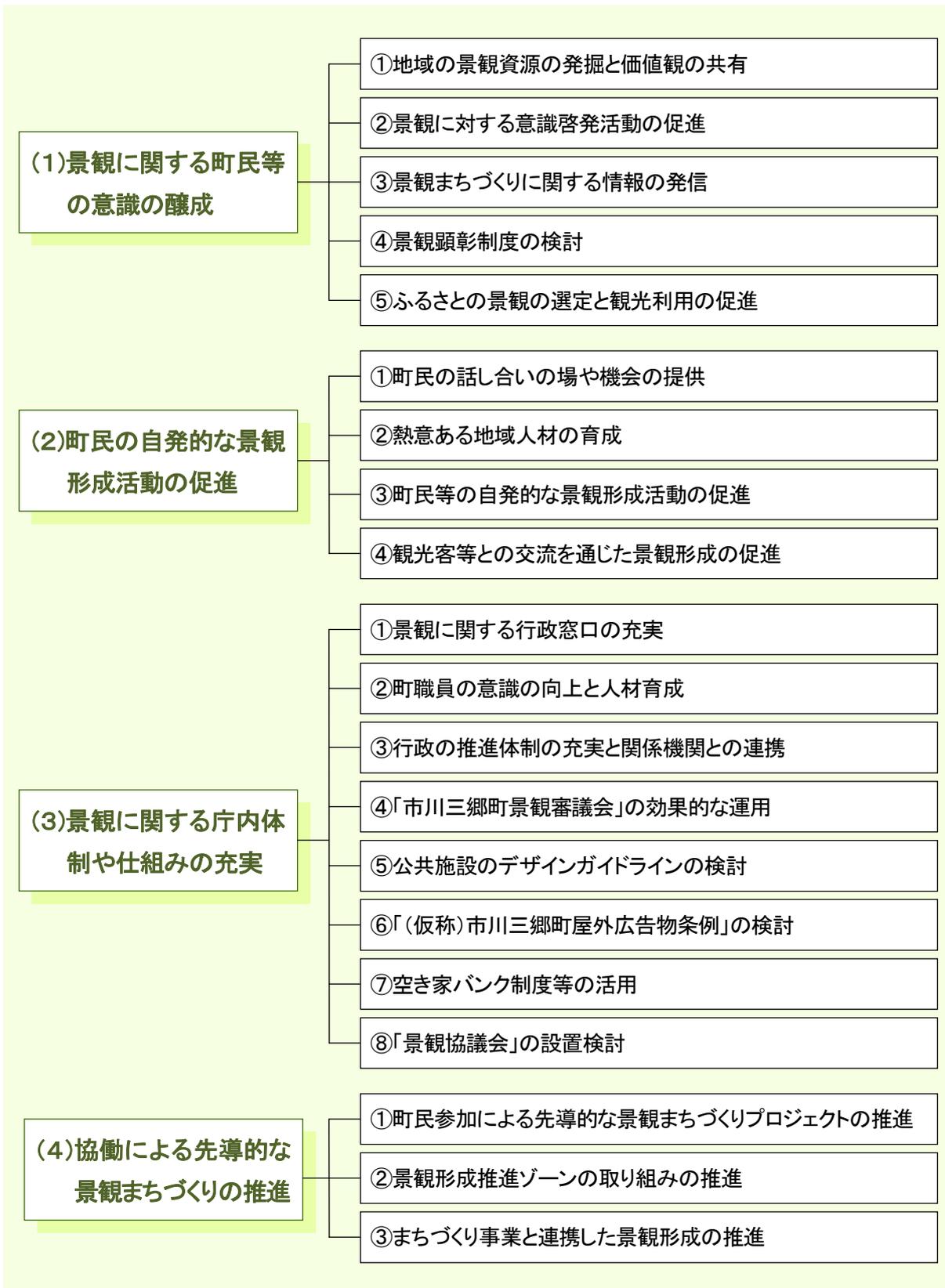
●行政が進めること

- 町民参加の機会と場を創る
- 町民の想いや活動に応える「支援」を充実する
- 今手だてを講じるべき課題に取り組む
- 風景を守る「景観条例」など、まち独自のルールを検討する

## 2. 景観計画の推進に向けた施策

「市川三郷町景観計画」の推進に向け、次のような施策の取り組みを図ります。

### ■景観計画の推進に向けた施策の体系



## (1) 景観に関する町民等の意識の醸成

### ① 地域の景観資源の発掘と価値観の共有

「まちづくりは人づくり」と言われます。景観計画でめざす景観まちづくりを実現させるためには、どれだけ多くの町民が本町の美しい風景と景観まちづくりに関心を持ち、その一歩を踏み出せるかにかかっています。

景観に対する町民の関心を高めるためには、地域の多様な景観資源を町民の目線で発掘・収集し、その価値を共有し、育む気運を醸成していくことと、地域のお宝（景観資源）を町内外に広く発信していく必要があります。

本町では、市川地区中央部の「市川大門散歩マップ」づくり、地域の成り立ちや固有の歴史を知らしめる「市川まちづくり読本」の作成、また、わがまち再発見ツアーや里山さんぽ道ウォッチング、里山保全活動など、主体的な町民活動が盛んに行われています。また、風景づくり住民懇談会フィールドワークにおいても、新たな景観資源の発見が多くありました。

今後も、継続的なまち歩きや景観フィールドワークなどの多様な活動を通じて、地域の風景を見直す取り組みや風景の価値を共有しながら、ふるさとの風景への愛着を育む機会の充実を図ります。

### ② 景観に対する意識啓発活動の促進

景観づくりにあたっては、風景に対する町民の関心を高める機会と場を創り、風景の価値を共有していくことが重要です。そのため、多くの人に本町の風景の魅力や景観形成に対する考え方を知ってもらい、景観に対する理解と関心を深めていくため、次のような啓発活動を促進します。

#### ■主な意識啓発活動(例)

- 景観まちづくりに関するシンポジウム・講演会等の開催
- 「市川三郷町景観計画」のPR用パンフレットの作成
- 「(仮称)市川三郷ふるさと景観百選」、「(仮称)市川三郷八景」の選定とPR（公募による選定、観光PRへの活用など）
- 「市川まちづくり読本」等を活用した地域の歴史の周知、歴史文化の勉強会や講演会等の充実
- 景観コンクールの実施、町民参加による地域の景観マップの作成と既存マップとの連携
- 小・中学校の総合学習と連携した景観教育の実施、市川アカデミー気軽に行講座の充実
- 風景体験まち歩きイベントや景観懇談会等の開催
- 山梨フィルムコミッションの活用（映画やTVドラマの撮影場所誘致や支援） など

### ③ 景観まちづくりに関する情報の発信

景観まちづくりを推進するには、どこにどんな景観資源があるのか、どこでどんな人たちがどのような活動をしているのかといった、多様な情報を発信することが、重要なこととなります。

そのため、町民が主体となった景観まちづくりを支援する視点も含め、本町の景観に関する情報を誰もが気軽に入手できるよう、町の広報やホームページによる情報提供、景観専用のウェブサイトの開設、地区毎の活動・イベントカレンダーの発行など、情報発信の充実を図ります。

#### ■主な情報提供(例)

- 本町の景観の紹介に関すること（景観マップ、特徴的な風景や景観資源、地域の歴史文化資源、景観まちづくりに関わる多様な活動など）
- 「市川三郷町景観計画」や「市川三郷町景観条例」に関すること
- 建築物等の届出手続き、景観形成基準に関すること
- 景観の行政窓口に関すること
- 景観まちづくり活動に対する助成などの支援に関すること
- 町内の景観形成に携わる団体やサークルの活動に関すること など

#### ④ 景観顕彰制度の検討

町民や事業者等による主体的・積極的な景観まちづくり活動を促すため、「景観コンクール」等の取り組みとあわせ、景観形成に寄与していると認められる優れた取り組みに対する「景観顕彰制度」の創設を検討します。

また、その選定や表彰にあたっては、専門家のみではなく、町民の参画を得た審査委員会を設置するなど、町民参加による評価の仕組みについて検討します。

##### ■顕彰対象となる主な景観形成の取り組み(例)

- 特徴的なまちなみ景観形成や伝統産業の育成と連携した景観形成活動
- 本町固有の歴史文化を周知啓発する活動
- 景観に配慮された建築物や工作物、屋外広告物
- 緑化活動（植樹、まちかど花壇の設置、花植え、生け垣、オープンガーデンなど）
- 里山保全活動や貴重な動植物の保全・育成活動（カタクリやミスミソウ等の保全、ホタルの育成など） など

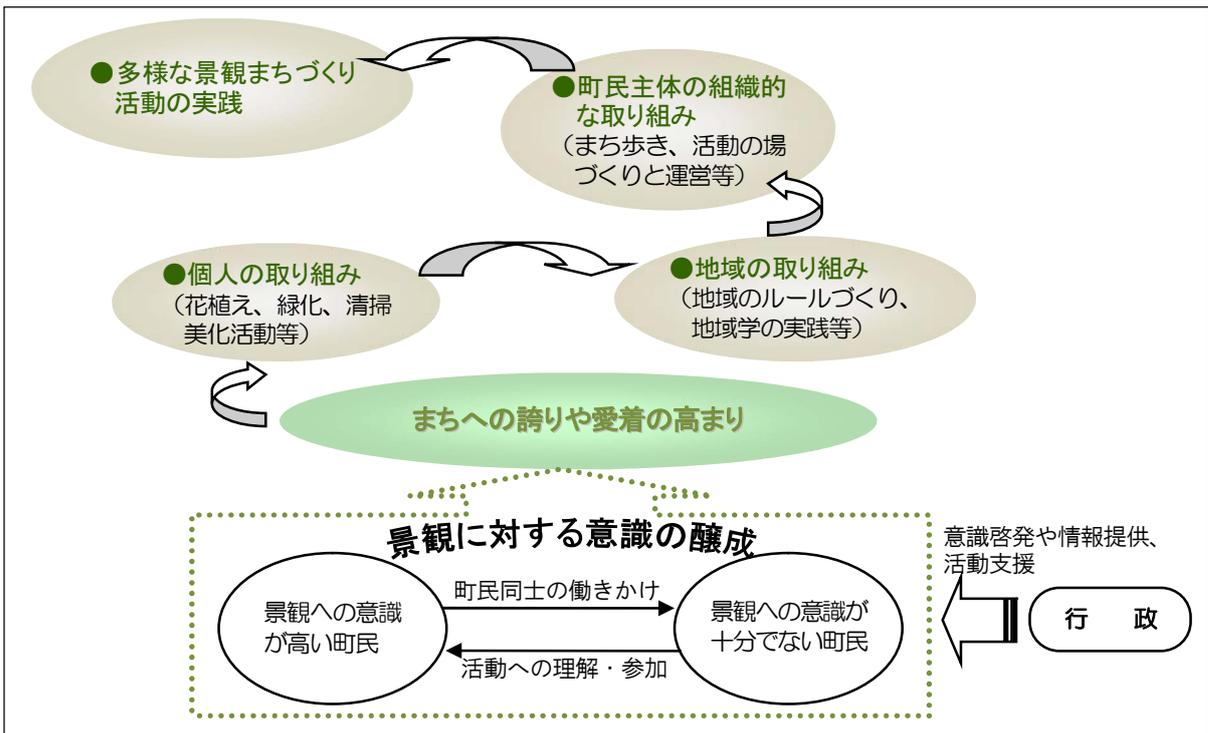
#### ⑤ ふるさとの景観の選定と観光利用の促進

本町には、かつて地域の風物詩とともに、「市川八景」と「高田十八景」と呼ばれる郷土を代表する風景が、句会等の題材で用いられてきたとされています。

時代とともに景観も変化していきますが、郷土の農山村集落景観など先人により培われた本町の普遍的な風景や、将来に渡り継承すべき風景については、まちの共有財産としての認識を高め、風景への関心を醸成するよう、「(仮称)市川三郷ふるさと景観百選」や「(仮称)市川三郷八景」として、郷土を代表する景観の選定に取り組み、本町らしい景観の保全・継承に努めます。選定にあたっては、景観顕彰制度と同様、町民参加による手法を検討するとともに、協働による身近な景観形成の一步となるよう、地域・地区による話し合いの場を検討していきます。

また、選定箇所については、景観マップへの掲載や写真コンテストの開催など、町民や来訪者等に向けたPRを充実するとともに、選定地周辺の景観形成の推進や積極的な観光利用の促進を図ります。

##### ■意識の醸成による町民主体の景観まちづくり活動の展開イメージ



## (2) 町民の自発的な景観形成活動の促進

### ① 町民の話し合いの場や機会の提供

本町では、市川地区中央部のまちづくりをはじめ、(仮称)六郷IC周辺のまちづくりなど、町民参加によるまちづくり活動の芽が育ちつつあります。

また、本計画の策定においても、町民で構成された「市川三郷町風景づくり住民懇談会」の協議成果である「風景づくり住民プランの提案」を反映しながら計画立案を行いました。

景観まちづくりの実践段階においても、町民参加や協働による活動を推進するため、こうした住民懇談会やワークショップ、地区ごとの町民組織など、町民が景観形成やまちづくりに対して自由に話し合える場や機会の提供を積極的に図ります。



・風景づくり住民懇談会ワークショップ



・市川地区中央部まちづくり懇談会

### ② 熱意ある地域人材の育成

良好な景観形成を推進していくためには、町民の積極的な参加が不可欠であり、これを町民の主体的な活動へと継続・発展していくためには、景観に関する高い意識や情熱をもった人材を育てていく必要があります。

地域には、歴史文化を熟知する古老や伝統の技を継承する職人、桜守、まち歩きや花植えの達人など、景観まちづくりに関わる多様な人材が存在しています。

こうした身近な人材の発掘により、景観づくりの地域リーダー、まち歩きやフットパスガイド、景観教育や勉強会等への登用を図るとともに、町や地域に誇りをもって景観まちづくりを牽引する人材として育成し、景観形成における多様な場面での活用を図ります。

### ③ 町民等の自発的な景観形成活動の促進

町では、市川地区中央部のまちづくり活動をはじめとして、地域の歴史文化の勉強会、まち歩きイベントや散策マップづくり、花植えや植樹事業、遊休農地を活用したお花畑づくり、里山保全活動と散歩道づくり、桜の里づくり、ホテルの育成、小中学校等による環境教育、貴重な自然の保全活動、地区単位で行っている草刈りや清掃美化活動など、景観形成に関わる様々な活動が行われています。



・わがまち再発見ツアー

良好な景観形成を図るためには、こうした町民等による自発的な景観形成活動の小さな芽を伸ばし、活動の輪を広げていくことが重要です。

今後は、市川地区中央部のまちづくり活動などの既存活動との連携や、地域住民、ボランティア団体やサークル、事業者、NPO など、それぞれが景観まちづくりの担い手となって景観形成の一翼を担っていくことが期待されており、こうした主体による自発的な景観形成活動の育成や支援を図るため、次のような取り組みを促進します。

■町民等の自発的な活動への支援(例)

●「(仮称) 景観まちづくり懇談会」の設置検討

景観形成重点地区ごとに、良好な景観形成に向けた話し合いや景観まちづくり活動を行う町民組織として、地域住民を主体とする「(仮称) 景観まちづくり懇談会」の設置を検討します。

●景観形成活動団体の認定・登録制度の創設

町内で景観形成活動に関わる町民、ボランティア団体等が、どのような活動を行っているか、その活動状況を把握するとともに、情報交換の場の提供、町や他団体との協働、活動に対する支援や助成等を行なえるよう、一定の要件を満たす団体については、景観条例に基づき、「景観形成活動団体」として認定・登録する制度を創設します。

●景観アドバイザー制度の活用

「景観形成推進ゾーン」をはじめ、地域住民の自発的な景観まちづくりの取り組みに対しては、助言や活動支援を行う専門家の派遣を依頼できる「山梨県景観アドバイザー制度」の活用を図ります。将来的には必要に応じて、本町独自の「景観アドバイザー制度」の創設を検討します。

●景観サポーター登録制度の検討

景観まちづくりの促進を図るため、景観に対して知識やノウハウをもつ町民や事業者等を地域におけるリーダーとして登用する「景観サポーター登録制度」の創設を検討します。

●町民参加による公共施設の計画づくり

主要な公共建築物や公園、道路等の公共施設の整備にあたっては、地域の景観形成に対する先導的な役割が求められます。そのため、計画の初期段階から町民参加により、町民意向や地域性を考慮した公共施設の計画づくりに取り組みます。また、後述する公共施設デザインガイドラインについても、町民参加による取り組みを検討します。

●公園等の公共施設の維持管理に向けたアダプトプログラム(里親制度)の活用

地域に愛される施設づくりや環境美化、地域の良好な景観形成に向け、自治会やボランティア団体、事業者等と協力しあいながら公園や道路などの公共施設の継続的な清掃、美化、緑化などの活動を行うアダプトプログラム\* (里親制度)の活用を検討します。また、この制度の導入が、町民の自発的な景観形成活動へと発展し、町民参加による公共施設の計画づくり等へも波及していくよう段階的な取り組みを検討していきます。

●景観に関するルールづくりの推進

地域景観と調和した良好なまちなみ景観を形成していくためには、土地の使い方、建物の建て方など、その地域に即した一定のルールが必要です。

景観に関するルールとしては、景観法に基づく「景観協定」をはじめ、各種法制度に基づく「地区計画」、「緑地協定」、「建築協定」などの他、町民同士で任意に定める「まちなみ協定」などがあり、これらを効果的に活用して地域にふさわしい景観に関するルールづくりを促進します。

注) \* アダプトプログラムとは、施設(公園や道路など)を「里子」と見立て、これらを利用する町民が「里親」となり、協定を結んで「里子」のお世話をしていく制度です。

④ 観光客等との交流を通じた景観形成の促進

本町では、神明の花火大会をはじめとして、グリーンツーリズムや収穫祭など年間を通じて様々な観光交流イベントが行われており、多くの観光客が訪れています。

今後も、こうした観光交流イベントに加え、農業体験、伝統産業に触れる体験、森林環境学習、グリーンツーリズム、エコツーリズムなどの地域交流の促進を図ります。

また、地域の再発見と潜在的景観資源の活用、町民の郷土の景観に対する意識醸成に結びつくよう、後述するフットパス等の地域交流に積極的に取り組み、身近なところからの良好な景観形成への波及のみならず、交流を通じた景観への理解やマナーの向上、さらには本町固有の歴史文化に培われた産業観光や地域活性化につながるような活動の展開を図ります。



・ 甘々娘収穫祭

### (3) 景観に関する庁内体制や仕組みの充実

#### ① 景観に関する行政窓口の充実

景観に関する相談や届出・審査の事務処理、情報提供など、町民や事業者等に対する行政窓口としての役割を担う担当部署の設置を行なうとともに、窓口機能の充実を図ります。

#### ② 町職員の意識の向上と人材育成

町民をはじめ、多様な主体との協働による景観形成事業や活動の機会が増えることに伴い、景観行政を担う町職員には、協働主体間の調整や指導を行う能力が必要となります。そのため、町職員の意識の向上や人材の育成を図るため、景観まちづくりに関する職員研修や学習機会の充実、地域の景観まちづくりに対する職員の参画などを推進します。

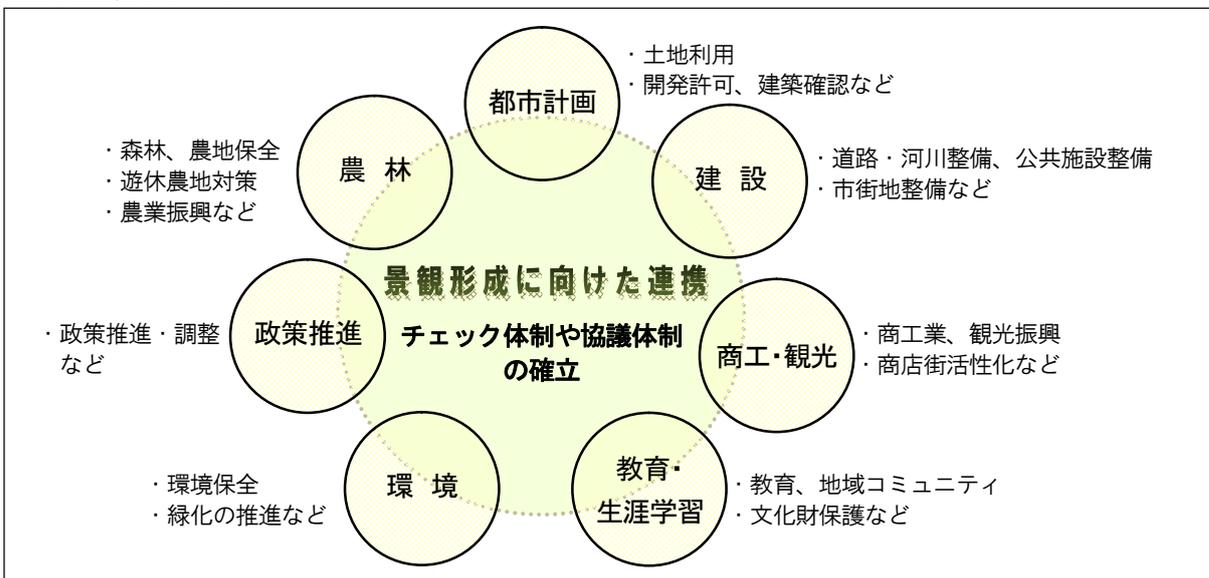
#### ③ 行政の推進体制の充実と関係機関との連携

良好な景観の実現は、景観担当部署のみで取り組むものではなく、町の行政組織全体が、それぞれの担当業務の中で、良好な景観の実現を図っていくための施策展開が必要となります。そのため、景観計画に基づき、横断的かつ柔軟に景観行政に取り組むことができるよう、景観に関する庁内の連絡・協議・調整を行う場となる庁内連絡会議の設置を検討し、部署間の景観施策の連携・強化による総合行政としての景観まちづくりの推進を図ります。

行政が進める公共事業は、景観形成の規範となる役割を担っています。そのため、「(仮称)市川三郷町公共施設デザインガイドライン」等の運用や関連部署が連携したチェックや協議体制を整えるなど、景観に関して責任を持った取り組みを行なっていきます。

また、河川や緑など、景観は町域を超えて連続しています。そのため、隣接する市町や山梨県・国、その他の関係行政機関との円滑な協議および連携を図り、良好な景観形成を推進します。

#### ■庁内連携のイメージ



#### ④ 「市川三郷町景観審議会」の効果的な運用

「景観審議会」は、学識経験者、町民や各種団体等の代表、行政等で構成され、景観計画の策定および変更、景観条例の制定および変更、景観重要公共施設や景観重要樹木の指定、景観形成重点地区の指定、建築物等の行為に係わる勧告や命令など、本町の景観行政に関する事項を審議する組織です。

今後、景観行政を推進していくうえでは、町としても様々な運用上の課題や難しい判断を迫られる場合も想定されます。そのため、「市川三郷町景観審議会」において、景観計画に基づき良好な景観形成に関する事項について適宜・適切に調査・審議を諮るなど、効果的な運用を図ります。

### ⑤公共施設のデザインガイドラインの検討

市川地区中央部では、まちの特性を受け継ぎ、美しいまちなみ形成に役立つ住まいづくりを目標として、主として民間建築のガイドラインとなる「市川地区中央部の住まいのデザインノート」（平成21年3月）を作成しています。

一方、良好な景観形成の推進のためには、町や県、国といった行政が、公共施設整備等において先導的な役割を果たしていくことが重要です。特に、多くの町民が日常目にする公共建築物や道路、公園、河川等の公共施設は、景観に及ぼす影響も大きいことから、地域の景観特性を活かした整備が必要です。

このため、「(仮称)市川三郷町公共施設デザインガイドライン」の策定や「新町サイン整備計画」の見直しを検討し、これに基づいた公共施設整備を推進します。

主要な公共施設整備に際しては、公共施設デザインガイドラインの周知と活用を図るとともに、維持管理等も含めた地域住民の意向の反映や連携を図る仕組みづくりについても検討していきます。

#### ■公共施設のデザインガイドラインの検討

##### ●「(仮称)市川三郷町公共施設デザインガイドライン」の検討

公共建築物、道路、公園、河川等の公共施設の整備計画や設計に際し、施設の形態・意匠、色彩、素材など、景観上留意すべき事項における行政や事業者の共通の指針となる「(仮称)市川三郷町公共施設デザインガイドライン」の策定を検討します。策定に際しては、地域景観に大きな影響を与える公共施設を住民・事業者・行政と一緒に育てていくという観点から、町民参加による計画づくりを検討します。

##### ●「新町サイン整備計画」の見直し検討

旧3町が合併し、市川三郷町が誕生したことを契機に、新町として統一した考え方でサイン整備をしていくことを目指し、平成17年3月に「新町サイン整備計画」を策定しました。しかし、その後様々な状況の変化等により、見直しの必要性が生じています。今後、計画的に公共サインを整備していくにあたり、「新町サイン整備計画」の見直し検討を図ります。

### ⑥「(仮称)市川三郷町屋外広告物条例」の検討

現在、本町における屋外広告物等の表示または掲出物件の設置に関する行為については、「山梨県屋外広告物条例」（平成17年7月1日改正・施行）に基づき、許可地域と禁止地域を設け、規制誘導を行っています。

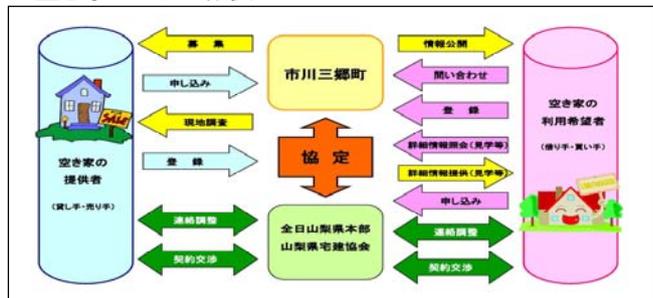
当面は、県条例の周知徹底と適切な運用を図っていくものとしますが、一定の実績を積み上げてから、必要に応じて本町独自の屋外広告物条例の制定を検討していきます。

### ⑦ 空き家バンク制度等の活用

本町では、町内の空き家や農地の活用を通して、地域活性化や農地の有効活用を図ることを目的とした「空き家バンク」、「農地バンク」制度が創設されています。

管理する者のいない空き家の対策は、良好な景観形成の観点からも重要であり、これらの制度の積極的な活用を図ります。

#### ■空き家バンクの概要



### ⑧「景観協議会」の設置検討

「景観協議会」とは、地域や特定地区の景観についての課題を解決しようとする際に、行政および地域住民、関係者が一同に会して協議する場として位置づけられる組織です。

今後、景観重要公共施設や景観形成推進ゾーン等において景観整備を図る場合には、多様な関係者との調整や合意形成が必要な場合が生じます。そのような場合に、必要に応じて、公共施設管理者をはじめ、公益事業者（バス、電気等）、住民活動団体、各種関係機関（商工会、観光団体、農業団体等）などで構成される「景観協議会」の設置を検討します。

## (4) 協働による先導的な景観まちづくりの推進

### ① 町民参加による先導的な景観まちづくりプロジェクトの推進

協働による景観まちづくりを促進していくためには、町民誰もがわかりやすく、興味や関心を持って参加でき、さらに楽しみながら継続し、一歩ずつでもその成果が目に見える形にしていくことが大切です。また、地域の「宝物」となる資源を活用しながら地域を活性化したり、心豊かな暮らしを景観面から支えたりする取り組みが大切です。

本町では、市川地区中央部において、「住み続けられるまちを目指して～市川の歴史・文化・風景を活かしたまちづくり」を目標に協働によるまちづくりを進めています。この活動をひとつの成功の礎として、風景づくり住民懇談会の提案も踏まえ、次のような先導的な景観まちづくりプロジェクトを位置づけ、協働による取り組みを推進していきます。

#### ■「(仮称)市川三郷町フットパスプロジェクト」の推進

本町には、四尾連湖、蛾ヶ岳周辺のハイキングコースや富士見ふれあいの森・仏舎利塔周辺の散歩道、宮原・上ノ平山周遊の里山さんぽ道などがあり、多くの人々に親しまれています。

また、市川地区中央部では、豊かな水と伝統産業に培われたまちの成り立ちや固有の歴史文化のまちなみ景観を継承するため、「市川大門散歩マップ」を作成し、水路とひやのまちなみや文化財、景観資源のPRと啓発に努めています。



・風景づくり住民懇談会フィールドワーク

こうした場所では、ウォッチングガイドやまち歩きガイドによるツアーなど、本町の魅力を知らしめる多様な町民活動が行われており、このような取り組みは、単に楽しみのためだけではなく、地域の魅力を再認識し、景観に対する意識を高める上でも効果的なものとなっています。

近年、地域住民が一体となり地域の魅力づくりやおもてなしに取り組む、新たな「観光」が地域活性化策として見直されており、そのひとつとして、自然や歴史、産業、さらには地域の暮らしに触れながら地域そのものを体感・実感するフットパスの取り組みが広まりつつあります。

フットパスは、もてなす側である地域住民にとっては、地域への愛着と誇りの醸成、景観を育むことへの動機付けともなります。また、本町においては、平塩の岡など風土の歴史を象徴する場や市川三郷町の成り立ちや歴史性を見直し周知・啓発する機会、和紙・印章等の伝統産業や歴史文化に培われたまちなみの再興、産業観光の活性化、交流人口や定住人口の増加という効果も期待されます。

今後、地域でおもてなしによる交流を育むため、身近な風景体験が全町をあげての良好な景観まちづくりへ波及していくことをめざし、次のようなフットパスプロジェクトの取り組みを推進します。

#### ■フットパスプロジェクトの概要(例)

- ① プロジェクト実行委員会、ワークショップ等によるフットパス検討組織の立ち上げ
  - ・地域リーダーの育成、まちの成り立ちや歴史文化の語り部となるフットパスガイドの育成など
- ② フットパスコースの選定とフットパスマップの作成
  - 例)・市川の伝統と歴史文化の風土をたどるコース(市川地区中央部のまちなみ～平塩の岡周辺)
  - ・みはらしの丘と眺望の湯、里山を巡るコース(みはらしの丘・みたまの湯～里山周辺)
  - ・四季の彩りと山里を訪ねるコース(宮原周辺、ミスミソウ、カタクリの群生、桜の名所)など
- ③ フットパス・サインの整備(サイン、ポケットパーク、植樹・花植えなど小径の修景整備等)
- ④ フットパス・ウォークの開催(ウォークラリー、各種交流イベントの開催等)
- ⑤ おもてなしの体制づくり(地域住民やNPO、支援団体、町や地域等の協働による運営組織等)
- ⑥ フットパス拠点の整備(拠点の修景整備、休憩場所、トイレ、駐車場・駐輪場の整備等)
- ⑦ 運営体制・企画づくり(行政の支援、ガイドの養成と認定、保全活動や維持管理の仕組み、ツアー企画、地域活性化の方向性の検討(商業、地場産業、地産地消との連携等))

■風景づくり住民懇談会「住民プロジェクト」の促進

本計画の策定にあたって設置された「風景づくり住民懇談会」では、「風景づくり住民プラン」が町に提案されました。その中で、町民の先導的な取り組みとして、景観づくりを楽しむ身近に取り組むことのできる「住民プロジェクト」が示されています。

本町では、このような住民提案について今後とも検討を進め、実現に向けた支援の取り組みを進めていきます。

プロジェクト1 シェアして育む風景づくりプロジェクト

考え方 ～共有し、わかち合うことを楽しむシェア・リンク・コミュニティの風景づくり！～

- 地域には「のっぴい」という、キメの細かい肥沃な土壌をさす独自の言葉があります。本町では、人々の営み・暮らしが特徴的な地域景観をかたちづかっており、風景づくりにあたっては、その風景を育む営み・土壌づくりがとても大切であることを改めて認識しました。
- 本町は、宝箱のように自然や眺望、歴史文化等の風景が息づいています。地域が潜在的に抱えている多くの資源や情報を見直し、発信し、享受する流れやシステム（「シェア・リンク・コミュニティ」の仕組み）を創ることで、風景を守ることや交流・活性化につなげるとともに、地域への愛着や誇りを育み、自分たちの豊かな暮らしを表現する風景づくりへと結びつけることを提案します。

取り組みの方向

1.無関心に関心へ移す機会と場を創る

- 地域コミュニティのボランティアチーム
- 風景マップづくり、風景体験の実施、風景への評価を還元する仕組みづくり

2.関わりを持つ「お互い様」の風景づくり

- 山林の所有者、農業従事者等の関係者との話し合いの場、関わりを持つ仕組みをつくる
- 各地区でのボランティアポイントカードを創り、ポイント数に応じた恵みを享受する  
ex) 下草刈り→山の恵みの享受（山菜等）

3.「需要と供給の情報をシェア」する仕組みづくり

- 「風景づくりお宝フリーマーケット」の場とシェアの仕組みを創る（やって欲しい人・やりたい人のシェア、広報やHP、ネットの活用等）

■シェア・リンク・コミュニティの考え方



シェア・リンクの第1弾!!

- ポイントを絞り込んだ具体的な活動
  - ・ 先行的な実行エリアの選定、ボランティア派遣
- みんなで楽しみながら守り・PRする主体的な活動
  - ・ 地域の森（社）づくり、森の樹木オーナー制度、ようこそ市川三郷町！サイン整備、森の恵みのエコ活用

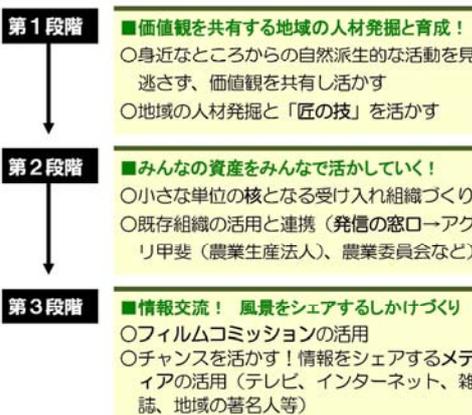
プロジェクトの実現に向けて

人もモノも場も、いろんな場面で、あるものをシェアすること！

1.人づくり～自然派生的に地域の風景づくりへ広げよう！

- ①好きな仲間が集まる
- ②活動をリードする「核（人材）」が必要（地域の先生、職人の技の発掘、匠の称号で人材確保）
- ③お宝の価値観を共有し、ゆっくり面白く広がる地域のシカケづくりを進める
- ④地域の「応援隊」の募集、コンパクトな単位から活動を広げる

2.あるものを活かし育む段階プログラム



3.アトラクション型農業から始めてみよう！

- ～四季を通した農作業の行程を「アトラクション」的に楽しもう！～
- ・ 体験して広がるシェアを進める
- ・ 子供たちの体験活動
- ・ 行程を楽しむプログラムづくり
- ・ 「ゆるい農地バンク」の仕組みづくり（レンタル農地、サポート付農園等）
- ・ 活動機材のレンタルなど



## プロジェクト2 祭り・イベントを通じた風景づくりプロジェクト

**考え方** ～地域を元気にしながら小さな活動の芽を育て、輪を広げていく風景づくりを進めます～

- 市川三郷町は、若年層を中心に町外へ転出する人が増えています。それに伴い、地域のふれあいが薄れてきている現状があります。
- まちづくりは、それを支える人づくりであり、意識や情熱をもった人を育てて行くことが大切です。
- そのため、私たちは、住民の心の拠り所である祭りを復活・再生しながら、地域の絆を深めていくことから、景観まちづくりをはじめめることを提案します。
- また、本町では既にたくさんの人々が、身近なところから地域を慈しみ育む活動を進めています。住民プロジェクトでは、地域の絆を土台に、これらの小さな活動の芽を育て、その輪を広げ、地域が主体となって、楽しみながら更に活動を広げていく風景づくりを提案します。

### 取り組みの方向

#### 提案1 祭りやイベントを通じて、地域の絆を深めます

- 3つの地域合同の「みさと祭り」を盛りあげる
- 3つの地域の特性を活かしたイベント等を一緒に開催する
- 伝統的な地域のお祭りを復活・再生する
- 町以外の人や転出者も参加できるような祭りやイベントを工夫する
- 子供の頃から祭りに参加できるような仕組みを地域・組単位で創る →地域への愛着が生まれる
- 継続できるような仕組みを検討する（地域に根付いた無尽会の活用）
- 祭りにおける規制（道路交通法）の緩和の手だてを検討する

#### 提案2 地域の絆を土台に風景づくりを進めます

- 地域の活動をすくいあげ、参加の仕組みを創ります
  - 地域の活動を知る、3つの地域の活動・交流を深める場と機会を創る、環境美化活動の活用、花いっぱい運動の展開、高齢者参加の場と機会づくり
- 子どもたちに地域の風景を受け継ぐ学びの場づくりを進めます
  - 地域を愛し、育む心と、地域に住み続ける仕組みづくり（総合学習等を通じた風景教育、まち歩きイベント、風景づくり体験の実施等）
- 楽しみながら人を育て活動を継続するネットワークづくりを進めます
  - 楽しみながら活動する仕組みづくり、町と地域単位の風景ガイドの育成
- 多様な活動情報を集め、発信する場を創ります
  - 町HPの活用、SNS等の活用、情報の場づくり（区単位の毎月イベントカレンダーの発行等）
- 風景づくりの効果的なPRを実践します
  - 住民参加による地域単位の景観マップづくり

### プロジェクトの実現に向けて

まず、こんなことから始めよう！

#### 1.住民活動の核となる場を創ろう

～地域の活動を束ね、誰もが自由に参加できる話し合いの場を創る～



#### 2.地域が競いあう仕組みを創ろう

- ～祭りや景観形成活動コンクールと表彰制度の創出～
- 祭りやイベントコンクール
  - 景観コンクール

#### 3.人を呼び戻そう・呼び込もう

- 定住を促す環境づくりが重要
  - 定住を促す住宅地を増やす、建替えしやすい環境づくり（中心市街地）、若い人たちを呼び戻す
- （仮称）六郷ICを活用し、地域と町全体を活性化する
  - 人を呼び込む方法を考える（観光や農業の6次産業化等による活性化）
  - 定住の促進（他地区からの入居）

## ② 景観形成推進ゾーンの取り組みの推進

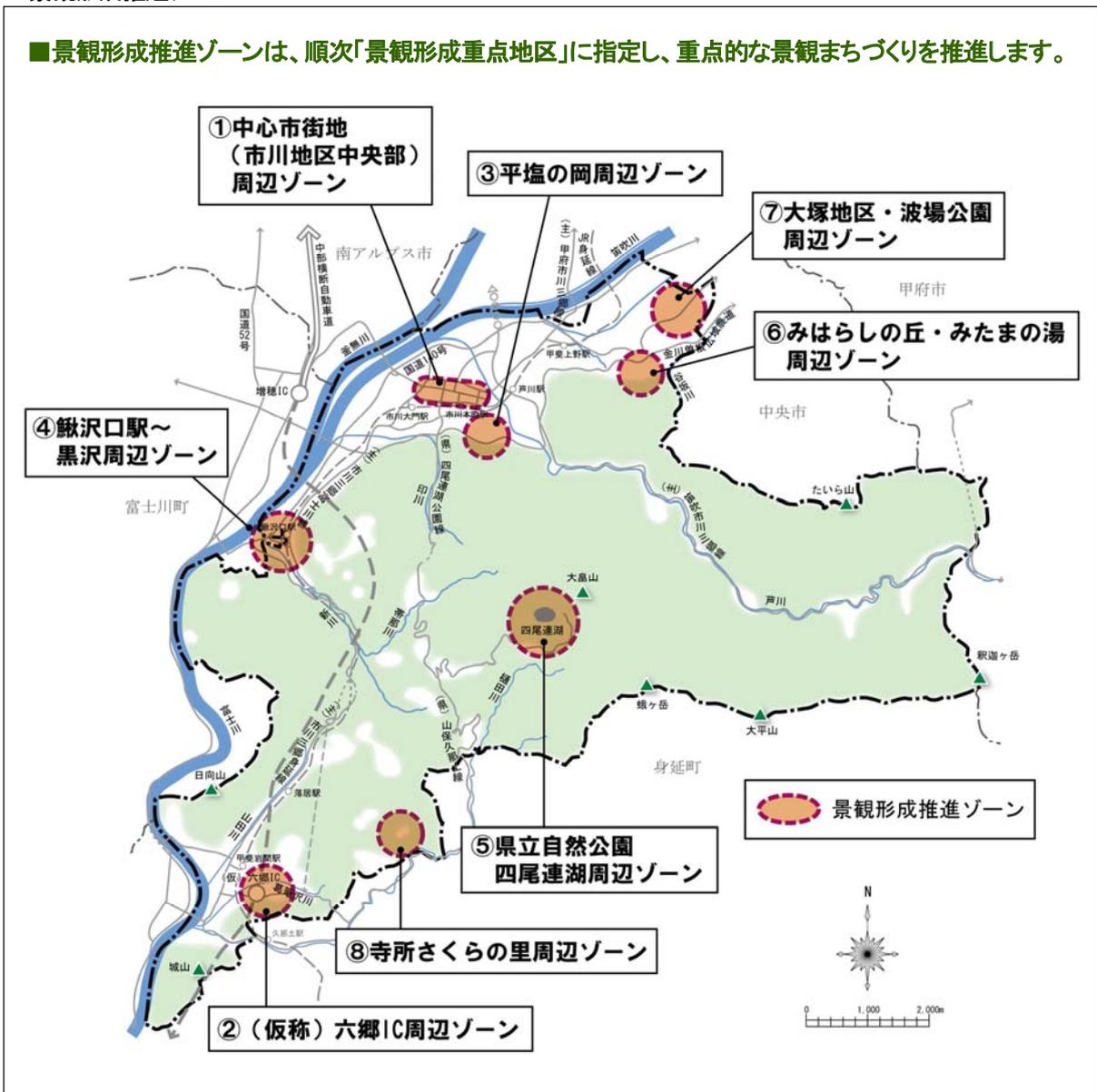
本計画では、先導的かつ重点的に景観形成を推進すべきところとして8カ所の「景観形成推進ゾーン」\*を選定しています。

この「景観形成推進ゾーン」では、景観形成重点地区に指定していくことを前提として、町民参加により地区ごとの景観形成方針や行為制限（届出対象行為や景観形成基準）等の内容を定めた景観まちづくり計画を作成します。この景観まちづくり計画の内容について、町民等の合意形成が図られた段階で、市川三郷町景観条例に基づき「景観まちづくり計画」の認定と「景観形成重点地区」の指定を行います。これにより、地区独自の届出や景観形成基準に基づく適切な規制・誘導をはじめ、景観形成に係わる諸制度の活用など、重点的な景観まちづくりを推進していくものとします。

また、景観形成推進ゾーンにおいて、例えば中心市街地周辺と平塩の岡周辺など、景観形成の方向性に類似性があるゾーンや、一体的な景観形成を図ることにより、より効果的な景観形成が図れるゾーンについては、ゾーン相互の連携についても検討していきます。

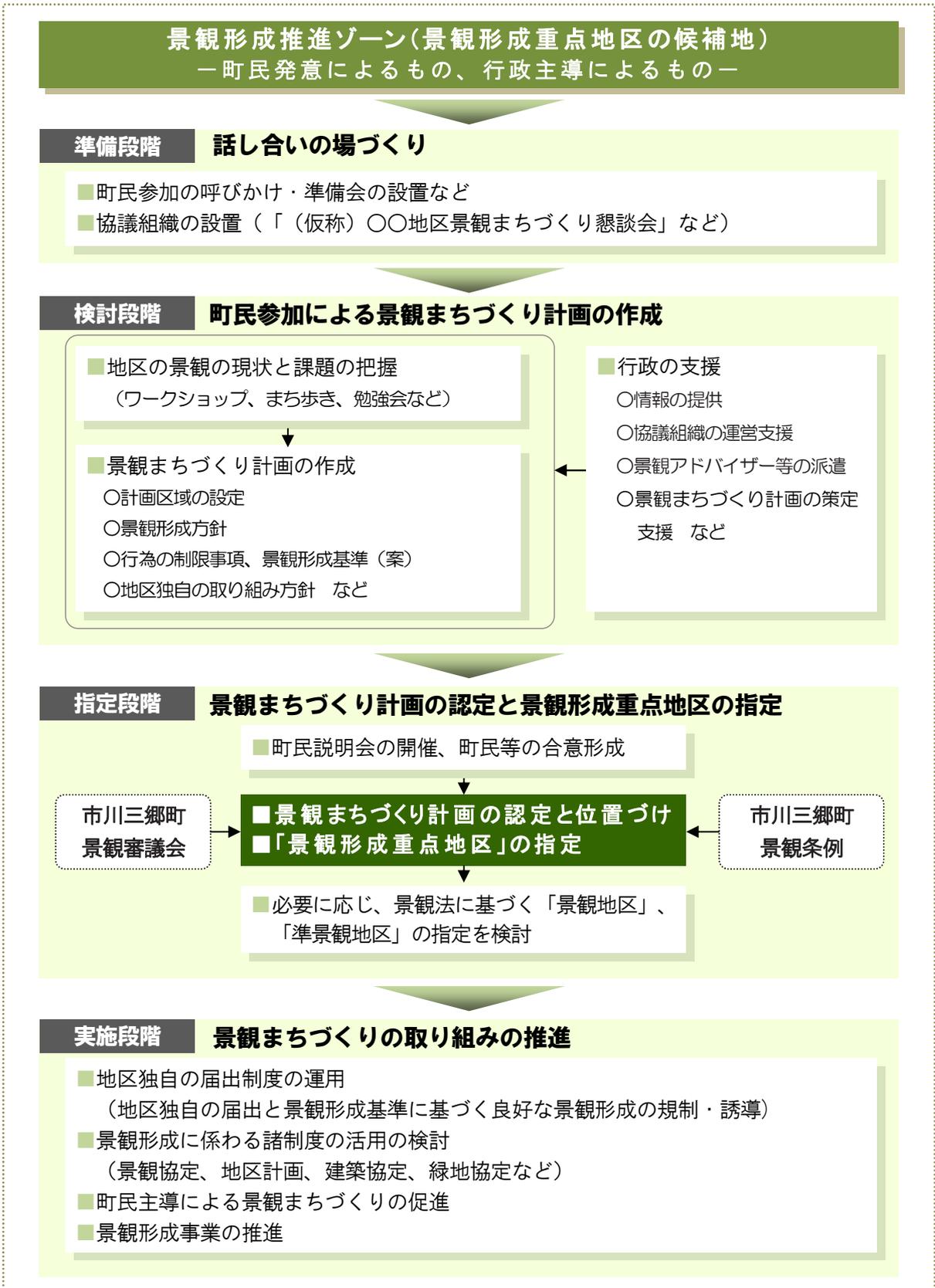
なお、景観形成推進ゾーンは固定的なものではなく、今後必要に応じて追加を検討していくものとします。

### ■景観形成推進ゾーン



注) \* 「景観形成推進ゾーン」は、今後、地域の要請や景観を取り巻く状況の変化等により、適宜追加していくものとします。景観形成推進ゾーンについては、「第2章-3 景観形成推進ゾーンの方針」を参照下さい。

■景観形成推進ゾーンの取り組みフロー



③ まちづくり事業と連携した景観形成の推進

町内で実施中あるいは計画・構想のある各種の公共施設整備や、市川地区中央部や(仮称)六郷IC周辺などのまちづくり事業については、本計画の景観形成方針や建築物等の行為に関する基本的方針等に則した事業推進を図るとともに、まちづくり事業と連携した良好な景観形成を図ります。

### 3. 景観施策の実現に向けて

#### (1) 景観施策の段階的な推進

本章で掲げた各種推進施策については、既に取り組みが行われているものや直ちに取り組み可能なもの、また、実施までに多くの検討期間や調整を要するものまで多岐にわたっており、本格的な景観行政が動き出すまでには一定の期間を擁し、様々な試行錯誤を伴うことが予想されます。

本町の景観まちづくりは、協働体制による取り組みを主眼としており、そのためには各主体の役割と責務において、できることから段階的な取り組みを一步一步積み重ね、その成果が着実に目にみえるものにしていくことを重視しています。

こうした考えに基づき、本町では次に示すように段階的な取り組みを推進していきます。

#### ■主要な取り組み施策の段階的な推進

区 分	I 期 (概ね2年以内に着手)	II 期 (概ね5年以内に着手)	III 期 (概ね10年以内に着手)
町民等の意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●景観計画パンフレットの作成・普及</li> <li>●(仮称)市川三郷ふるさと景観百選の選定</li> <li>●景観シンポジウム・講演会等の開催</li> <li>●風景体験まち歩きイベントの開催</li> <li>●山梨フィルムコミッションの活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●景観コンクールの実施</li> <li>●(仮称)市川三郷八景の選定</li> <li>●地域の風景・景観マップの作成と既存マップとの連携</li> <li>●景観顕彰制度の創設</li> <li>●景観教育の実施</li> <li>●景観専用ウェブサイトの開設等の情報発信の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●その他の啓発活動</li> </ul>
自発的な景観形成活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●景観形成活動団体の認定・登録制度の運用</li> <li>●観光客等との交流を通じた景観形成の促進</li> <li>●町民参加による公共施設の計画づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●(仮称)風景づくり懇談会の設置検討、ワークショップ等の開催</li> <li>●景観サポーター登録制度の創設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●景観に関わるルールづくりの推進(景観協定、地区計画、緑地協定、建築協定など)</li> <li>●市川三郷町景観アドバイザー制度の創設</li> </ul>
庁内体制や仕組みの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町職員の意識の向上と人材育成</li> <li>●行政推進体制の充実と関係機関との連携強化</li> <li>●空き家バンク制度等の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●(仮称)市川三郷町公共施設デザインガイドラインづくり</li> <li>●新町サイン整備計画の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●(仮称)市川三郷町屋外広告物条例の検討</li> </ul>
協働による先導的な景観まちづくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●景観重要公共施設の指定</li> <li>●景観形成推進ゾーンの取り組み</li> <li>●(仮称)市川三郷町フットパスプロジェクトの取り組み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●景観重要建造物・景観重要樹木の指定</li> <li>●景観形成重点地区の指定</li> <li>●祭り・イベントを通じた風景づくりプロジェクトの取り組み</li> <li>●シェアして育む風景づくりプロジェクトの取り組み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●景観農業振興地域整備計画の策定</li> <li>●眺望景観ガイドプランの作成</li> <li>●歴史的景観保全の指針づくり</li> </ul>

## (2) 総合的かつ実効的な景観まちづくりの推進

景観まちづくりを推進していくためには、様々な景観まちづくり活動や普及啓発の推進、制度の適切な活用や運用、規制・誘導の取り組み、関係機関等との連携や事業の実施等の総合的な施策の推進が必要となります。

「市川三郷町景観計画」の策定と「市川三郷町景観条例」の施行により、本町の本格的な景観まちづくりの取り組みがはじまりますが、今後、農地の保全や適正な土地利用の誘導、(仮称)六郷IC周辺整備やリニア中央新幹線整備等による開発圧力の高まりなど、景観に大きく関わる地域インパクトも想定されます。

そのため、景観の分野ではコントロールが難しい土地利用や開発調整の分野についても、町独自にまちづくり条例の制定を検討するなどし、都市計画の分野とも連携した総合的なまちづくりルールの運用を図ります。

このように、景観まちづくりの諸制度を的確に活用するとともに、都市計画をはじめとする他のまちづくり施策や制度との連携、さらに、市川三郷町にふさわしい制度の創設や拡充に努め、それぞれの強みを活かし、調整、補完しあいながら実効性の高い景観まちづくりを推進していきます。

## (3) 景観計画の見直しについて

市川三郷町における景観まちづくりは、町民等の理解と協力を得ながら協働のもとで進めることを基本としていることから、景観に対する意識の成熟度に応じた手段を適切に講じていくことが必要となります。

そのため、本町の景観計画は、公共施設整備や計画づくりにおける町民参加組織、景観形成重点地区の景観まちづくり懇談会など、町民参加による協議・検討の成果が適宜反映されていく「成長型の景観計画」とします。

また、景観行政は、景観施策だけで実現していけるものではなく、都市計画や農政、林政など多様な部署との連携により総合行政として取り組むことが重要です。

そのため、景観やまちづくりを取り巻く環境や情勢に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて適宜計画の見直しを図るものとします。

なお、本計画は明確な計画期間を設けていませんが、114ページの「(1) 景観施策の段階的な推進」に示した各段階ごとに景観施策の進捗管理を行っていくこととします。



・一宮浅間神社の神輿渡御